

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引 新旧対照表

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引（旧）	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引（新）
<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引</p> <p>目次</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程</p> <p>（2）計画等の作成義務者</p> <p>（3）計画等の作成指導機関及び提出先</p> <p>（4）計画等の作成期限</p> <p>（5）計画等を変更した場合の措置</p> <p>（6）作成すべき計画等</p> <p>（7）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係</p> <p>（8）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式</p> <p>（9）提出書類の種類、部数等</p> <p>2 計画等に定めるべき事項</p> <p>3 計画等の作成の前提条件</p> <p><u>（1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要</u></p> <p><u>（2）被害想定</u></p> <p>4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引</p> <p>目次</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災</u>対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程</p> <p>（2）計画等の作成義務者</p> <p>（3）計画等の作成指導機関及び提出先</p> <p>（4）計画等の作成期限</p> <p>（5）計画等を変更した場合の措置</p> <p>（6）作成すべき計画等</p> <p>（7）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係</p> <p>（8）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式</p> <p>（9）提出書類の種類、部数等</p> <p>2 計画等に定めるべき事項</p> <p>3 計画等の作成の前提条件</p> <p>4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領</p>

<p>(1) 防災体制の確立 (2) 情報の収集・伝達 (3) 避難</p> <p><u>(4)</u> 訓練 <u>(5)</u> 教育及び広報</p> <p>別紙1 作成義務者の一覧表 別紙2 対策計画の基本となるべき事項 参考 対策計画届出書類等の様式 (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条第1～3項関係)</p> <p>1 一般的事項 (1) 対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程</p> <p>ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。</p>	<p>(1) 防災体制の確立 (2) 情報の収集・伝達 (3) 避難 <u>(4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応</u> <u>(5)</u> 訓練 <u>(6)</u> 教育及び広報</p> <p>別紙1 作成義務者の一覧表 別紙2 対策計画の基本となるべき事項 参考 対策計画届出書類等の様式 (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条第1～3項関係)</p> <p>1 一般的事項 (1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災</u>対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程</p> <p>ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。</p>
--	--

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程とは、法第8条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除き、当該地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策計画を講ずるべき者として日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。）が、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程とは、法第7条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ、道県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成17年政令第282号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

- ア 対策計画の場合、道県知事
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

（４）計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

- ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者
期限：施設又は事業の開業前（法第7条第1項）
- イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者
期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第7条第2項）

（５）計画等を変更した場合の措置

計画等を**変更**した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。

- ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第7条第3項）。
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

（６）作成すべき計画等

（２）に掲げる作成義務者は、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程のいずれかを作成するもので（別紙

- ア 対策計画の場合、道県知事
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

（４）計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

- ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者
期限：施設又は事業の開業前（法第6条第1項）
- イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者
期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第6条第2項）

（５）計画等を変更した場合の措置

計画等を**作成**した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。

- ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第6条第6項）。
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

（６）作成すべき計画等

（２）に掲げる作成義務者は、対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程のいずれかを作成するもので（別紙

1 参照)、対策計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条第1項の規定の適用をうける複合用途防火対象物に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、権原者ごとのもの（消防法施行規則第3条第5項）及び建物全体に関するもの（消防法施行規則第4条の2第4項）の両方を作成する必要がある。

1 参照)、対策計画と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条の2第1項の規定により高層建築物その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かっている防火対象物又は地下街でその管理について権原が分かっているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものに係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、権原者ごとのもの（消防法施行規則第3条第8項）及び建物全体に

(8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

- | | | |
|----------------|----|-----------|
| (ア) 別記様式第1の届出書 | 1部 | } 道県知事へ提出 |
| (イ) 計画書(正本) | 1部 | |
| (ウ) 添付書類 | 1部 | |

写しの送付

- | | | |
|----------------|----|-----------|
| (ア) 別記様式第2の送付書 | 1部 | } 市町村長へ送付 |
| (イ) 計画書の写し | 1部 | |
| (ウ) 添付書類 | 1部 | |

関するもの(消防法施行規則第4条第6項)の両方を作成する必要がある。

(8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の形式

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

- | | | |
|----------------|----|-----------|
| (ア) 別記様式第1の届出書 | 1部 | } 道県知事へ提出 |
| (イ) 計画書(正本) | 1部 | |
| (ウ) 添付書類 | 1部 | |

写しの送付

- | | | |
|----------------|----|-----------|
| (ア) 別記様式第2の送付書 | 1部 | } 市町村長へ送付 |
| (イ) 計画書の写し | 1部 | |
| (ウ) 添付書類 | 1部 | |

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合
届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれ	} の法令で 定める提 出先へ提 出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数	
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数	
写しの送付		
(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ 送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、③地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、予防対策及び応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の場合
届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれ	} の法令で 定める提 出先へ提 出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数	
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数	
写しの送付		
(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ 送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項、③防災訓練に関する事項、④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と連携し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、概ね次の事項を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、検討する必要がある。

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震。

イ 地震動

推進地域に指定された市町村の一部では、概ね震度6弱以上の地震動が予想され、その他の地域においてもこれに類する地震動が予想される。

ウ 津波

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、道県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

ア 施設又は事業所が所在する地域では、津波の浸水深は30cm以上となる想定であり、浸水深が30cm以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。

イ 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確

北海道から関東にかけての太平洋に面した沿岸部において、「津波」又は「大津波」の発生が予想されるとともに、津波に伴う漂流物の発生が予想される。

(2) 被害想定

被害想定については、道県又は市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定を作成している場合は、それを用いること。

道県、市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定を作成していない場合は、概ね次のような状況を想定して計画等を作成すること。

ア 概ね震度6弱以上の地震動（震度6弱とは、立っていることが困難で、耐震性の低い住宅では倒壊、耐震性の高い住宅でも壁や柱等が破損するものがあり、また、地割れや山崩れなどが発生することがある揺れ方である）

イ 北海道から関東にかけての太平洋に面した沿岸部においては「津波」又は「大津波」の発生（大津波とは、予想される津波の高さが、高いところで約3メートル以上に達する津波をいう）

4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領

(1) 防災体制の確立

営業者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定

保が重要であること

ウ 広範囲にわたり震度6弱以上の揺れが想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人が立っていることができない程度の揺れ方であること。

エ 日本海溝・千島海溝沿いの地域では、冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題（積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等）が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件（都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性の懸念等）があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となりうることから、適切な防災対策を講ずることが必要であること。

4 対策計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程）の作成要領

(1) 防災体制の確立

営業者及び職員の職務分担並びに指揮命令系統について定め

めること。

(2) 情報の収集・伝達

営業者又は**従業員**の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全**従業員**に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

(3) 避難

ア **指定**避難場所及び避難路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する**指定**避難場所等への避難誘導方法等について定めること。なお、避難誘導方法は、**冬期**における避難路の積雪や凍結等を考慮したものとする。

また、**避難地**・避難路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び**従業員**の**指定**避難場所への避難について定めること。

ウ **観客**の避難誘導に関し、**従業員**は速やかに配置につくよう定めること。

ること。

(2) 情報の収集・伝達

営業者又は**職員**の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全**職員**に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

(3) 避難

ア 避難場所及び**経路**を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

なお、避難誘導方法は、冬季における避難路の積雪や凍結等を考慮したものとする。また、**避難場所**・**経路**の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び**職員**の避難場所への避難について定めること。

ウ **顧客等**の避難誘導に関し、**職員**は速やかに配置につくよう定めること。

(4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応

後発地震への注意を促す情報が発信された場合における後発地震に対して注意する措置に関する事項について定めるこ

(4) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、冬期における避難行動が困難な場合や避難路として指定された経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあっては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(5) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震及び津波に関する一般的な知識

と。

(5) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が職員等を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への職員等の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、冬季における避難行動が困難な場合や避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあっては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(6) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が職員等を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への職員等の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 地震及び津波に関する一般的な知識

(イ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現

<p><u>(ウ)</u> 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>(エ)</u> 従業員等が果たすべき役割</p> <p><u>(オ)</u> 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p><u>(カ)</u> 今後地震対策として取り組む必要のある課題</p> <p>イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は<u>従業員</u>が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。</p> <p>なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。</p> <p><u>(ア)</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p><u>(イ)</u> 地震及び津波に関する一般的な知識</p>	<p><u>在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(エ)</u> 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p><u>(オ)</u> 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>(カ)</u> 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p><u>(キ)</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は職員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。</p> <p>なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。</p> <p><u>(ア)</u> 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p><u>(イ)</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p><u>(ウ)</u> 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づき</p>
---	---

<p><u>(ウ)</u> 地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>(エ)</u> 正確な情報の入手方法</p> <p><u>(オ)</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>(カ)</u> 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>(キ)</u> 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p>	<p>とられる措置の内容</p> <p><u>(エ)</u> 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>(オ)</u> 正確な情報の入手方法</p> <p><u>(カ)</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>(キ)</u> 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>(ク)</u> 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p>
---	---

別紙1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成17年政令第282号。以下「政令」という。)第3条第1号に規定する施設	1項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場(30人) ロ 公会堂又は集会場(30人) 2項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類(30人) ロ 遊技場又はダンスホール(30人) ハ 性風俗関連特殊営業(30人) ニ カラオケボックス類(30人) 3項 イ 待合、料理店類(30人) ロ 飲食店(30人) 4項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場(30人) 5項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類(30人) 6項 イ 病院、診療所又は助産所(30人) 8項 図書館、博物館、美術館類(50人) 9項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類(30人) ロ イ以外の公衆浴場(50人) 10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(50人) 11項 神社、寺院、教会類(50人) 13項 イ 自動車車庫又は駐車場(50人) 15項 前各項に該当しない事業場(50人) 16項の2 地下街(30人) 16項の3 準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの) (50人) 17項 文化財建築物(50人) 【消防法施行令第1条の2第3項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
	16項の3 準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	対策計画	知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第2号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8項から11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの) 【消防法施行令第1条の2第3-2項】	(1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画 (8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のもの)	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長 都府県知事	1部(1部)	同 上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
		対策計画			
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長(道都府県知事又は総務大臣)	2部(1部) ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所(経済産業大臣の許可) 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は知事	1部(1部)	同上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所(不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く)(都道府県知事の許可) 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	都府県知事	1部(1部)	同上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	都府県知事	1部(1部)	同上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物資等の製錬施設(3条第2項第2号)、加工施設(13条第2項第2号)、原子炉施設(23条第2項第5号、43条の3の5第2項第5号)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4第2項第2号)、再処理施設(44条第2項第2号)、使用施設等(5253条第2項第10号、施行令第3条) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	都府県知事	1部(1部)	同上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所) 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長(都府県知事)	1部(1部)	同上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業(指定公共機関以外の鉄道事業者が対象) 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しを送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	索道事業(他人の需要に応じ索道による運送を行う旅客事業(旅客貨物の運送を行わないものを除く。))	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を営業者 【軌道法第3条】	軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	(一般旅客定期航路事業) 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全運行管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、航路図及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	(旅客不定期航路事業) 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全運行管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス) 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規定)	二都府県知事	二一部(一部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、運行系統図及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校(小中高大学校、 中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園等 1条) 専修学校(12482条の2条) 各種学校(13483条第1項) 【学校教育法第1条、第12482条の2、第13483条第1項】	(収容人員50人(特別支援盲学校、 聾学校、養護学校 及び幼稚園にあっては30人)以上のもの)消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
		(収容人員50人(特別支援盲学校、 聾学校、養護学校 及び幼稚園にあっては30人)未満のもの)対策	都府県知事	1部(1部)	同上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第14号に規定する施設	<p>児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、<u>幼保連携型認定こども園</u>、児童厚生施設(児童遊園を除く。)、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)</p> <p style="text-align: center;">【児童福祉法第7条第1項】</p> <p>身体障害者社会参加支援厚生援護施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設)</p> <p style="text-align: center;">【身体障害者福祉法第5条第1項】</p> <p>精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター)</p> <p style="text-align: center;">【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項】</p> <p>保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設)</p> <p style="text-align: center;">【生活保護法第38条第1項】</p> <p>婦人保護施設</p> <p style="text-align: center;">【売春防止法第36条】</p> <p>知的障害者援護施設(知的障害者サービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通園寮、知的障害者福祉ホーム)</p> <p style="text-align: center;">【知的障害者福祉法第5条第1項】</p> <p>老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター)</p> <p style="text-align: center;">【老人福祉法第5条の3】</p> <p>有料老人ホーム(常時10人以上の入所)</p> <p style="text-align: center;">【老人福祉法第29条第1項】</p> <p>介護老人保健施設</p> <p style="text-align: center;">【介護保険法第87条第28-22項】</p> <p><u>介護医療院</u></p> <p style="text-align: center;">【介護保険法第8条第29項】</p> <p><u>障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)</u>の用に供する施設</p> <p><u>障害者支援施設</u></p> <p><u>地域活動支援センター</u></p>	<p>計画</p> <p>(社会福祉施設等のうち収容人員<u>10人</u>、30人または50人以上のもの)</p> <p>消防法第8条第1項に規定する消防計画</p>	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	同上
		<p>(社会福祉施設等のうち収容人員<u>10人</u>、30人または50人未満のもの)</p> <p>対策計画</p>	都府県知事	1部(1部)	同上

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
	福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】				
政令第3条第15号に規定する施設	鉱山 【鉱山保安法第2条第2項】	対策計画	都府県知事	1部(1部)	同上
政令第3条第16号に規定する施設	貯木場 【港湾法第2条第5項第8号】	対策計画	都府県知事	1部(1部)	同上
政令第3条第17号に規定する施設	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。)(動物園)	対策計画	都府県知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 【道路法第2条第1項】 一般自動車道 【道路運送法第2条第8項】	対策計画	都府県知事	1部(1部)	同上 当該施設の位置を明らかにした図面
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業放送局 【放送電波法第24条第2号】 基幹放送局提供事業委託放送事業 【放送法第118-5-2条の13第1項】	対策計画	都府県知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業 (ガス小売事業一般ガス事業、一般ガス導管事業簡易ガス事業、 特定 ガス導管事業、 ガス製造事業大口ガス事業) 【ガス事業法第2条第 11-10 項】	(ガス小売事業一般ガス事業) ガス事業法第 24-3-0 条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣	1部(1部)	同上
		(一般ガス導管事業簡易ガス事業) ガス事業法第 64-3-7 条の7第 1-3 項において準用する同法第 3-0 条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		(特定 ガス導管事業) ガス事業法第 84-3-7 条の8において準用する同法第 64-3-0 条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		(ガス製造事業大口ガス事業) ガス事業法第 97-3-7 条の10第 1 項において準用する同法第 3-0 条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
政令第3条第21号に規定する事業及び施設	水道事業(水道事業(2項)、水道用水供給事業(4項)、専用水道(6項)) 【水道法第3条】	対策計画	都府県知事	1部(1部)	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあつては当該施設の位置を明らかにした図面
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業 (小売電気事業一般電気事業、一般送配電事業卸電気事業、送電事業 特定電気事業、特定送配電事業 特定規模電気事業、 発電事業) 【電気事業法第2条第1項第 16-9 号】	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣 又は産業保安監督部長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び総務大臣	1部(1部)	同上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等(工場、作業所、事業場)	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面

※紙幅の都合上、新旧対照表ではなく、赤字見え消しにより、旧版との違いを表示している。

別紙2 対策計画の基本となるべき事項 新旧対照表

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項	計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定めるべき事項</p> <p>1 津波に関する情報の伝達等</p> <p>2 避難対策</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>避難地、避難路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等</p>	<p>通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>津波警報、津波注意報が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆ</p>	<p>第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定めるべき事項</p> <p>1 津波に関する情報の伝達等</p> <p>2 避難対策</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等</p>	<p>通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても強い揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。</p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
	円滑な避難の <u>確保</u> のために必要な安全確保対策	<p><u>つくりとした揺れ</u>を感じたときのものであること。</p> <p>安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ(<u>震度4程度以上</u>)又は弱い揺れであっても長い時間<u>つくりとした揺れ</u>を感じたとき、<u>或いは</u>津波警報が発表されたときは、<u>直ちに</u>海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p>		円滑な避難のために必要な安全確保対策	<p>安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れを感じたとき、<u>弱い揺れ</u>であっても長い時間<u>つくりとした揺れ</u>を感じたとき、揺れを感じなくても津波警報<u>等</u>が発表されたとき<u>のいずれにおいても</u>、<u>直ちに</u>海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある<u>と認められる</u>場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p><u>避難行動要支援</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
3 応急対策の実施要員の確保等	具体的な要員の確保	1に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案するとともに、所要要員の不時の欠員に備えた代替要員を考慮したものであること。	3 応急対策の実施要員の確保等	具体的な要員の確保	<p><u>者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。</u></p> <p><u>避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。</u></p> <p><u>本項1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに</u>所要要員の不時の欠員に備えた代替要員。</p>
第2 個別の計画において定めるべき事項	必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において当該組織の内容等		第2 個別の計画において定めるべき事項	必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
<p>1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p>	<p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法</p>	<p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討等の措置を講ずること。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難地や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討をすること。</p>	<p>1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p>	<p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法</p>	<p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を検討すること。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討をすること。</p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
<p>(2) 顧客等の避難のための措置</p>	<p><u>施設が</u>海岸近くにある<u>場合には</u>、津波警報の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し伝達する方法</p> <p>顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者</p>	<p><u>強い揺れ(震度4程度以上)又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときのものであること。</u></p> <p>避難誘導方法については、<u>避難路の凍結等に よって避難が困難となる冬期における避難も配慮したものであること。</u></p>	<p>(2) 顧客等の避難のための措置</p>	<p>海岸近くにある<u>施設を運営・管理する計画主体</u>は、津波警報等の発表が行われる前であっても、<u>強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは</u>直ちに避難するよう、顧客等に対し伝達する方法</p> <p>顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者</p>	<p>避難誘導方法については、<u>積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮。</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
			<p><u>(3) 施設の安 全性を踏ま えた措置</u></p>		<p><u>中・高層の建築物 に存するまたは入 居している施設に ついて、高台等への 避難に相当な時間 を要する場合で、耐 震性・耐浪性を有す るなど安全性が確 保されている場合 においては、その地 域に予想される津 波の高さより高い 床標高を有する階 （原則として3階 以上）を避難場所と することができる ものとする。</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
<p>2 石油類、火薬類、高圧ガス、<u>毒物・劇物、核燃料物資</u>等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p>	<p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、<u>移し</u>替え作業等の停止、<u>その他施設</u>の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p>	<p>応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（<u>震度4程度以上</u>）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、<u>或いは</u>津波警報が発表されたとき<u>は</u>、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>当該施設の内外の状況を十分に勘</p>	<p>2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p>	<p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、<u>移替え作業</u>等の停止<u>その他施設</u>の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p>	<p>応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れを感じたとき、<u>弱い揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、<u>揺れを感じなくて</u>も津波警報等が発表されたとき<u>のいづれにおいても</u>、直ちに<u>海浜</u>から離れ、<u>急いで</u>安全な場所に避難することを原則とし、その後、<u>津波に関する</u>情報を把握し津波到達まで時間的余裕があると認められる場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うもの</p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
<p>3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>(1) 津波警報等の旅客等への伝達</p>	<p>旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法（この場合発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法）</p>	<p>案し、技術的に妥当と考えられるものであること。</p> <p><u>① 旅客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討等の措置を講ずること。</u></p> <p><u>② 旅客等が適切な退避行動をとり</u></p>	<p>3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>(1) 津波警報等の旅客等への伝達</p>	<p>旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法（この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法）</p>	<p>であること。</p> <p>当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。</p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
<p>(2) 運行等に関する措置</p>	<p>① 鉄道事業、軌道事業については、<u>走行路線</u>に津波の<u>来襲</u>により危険度が高いと予想される区間<u>がある場合</u>における運行の停止<u>その他</u>運行上の措置</p> <p>② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が</p>	<p><u>得るよう避難地や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。</u></p>	<p>(2) 運行等に関する措置</p>	<p>① 鉄道事業、軌道事業については、津波の<u>襲来</u>により危険度が高いと予想される区間における運行の停止<u>等</u>の運行上の措置</p> <p>② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が</p>	

対策計画の基本となるべき事項（旧）		対策計画の基本となるべき事項（新）	
	<p>生じた場合、<u>漂流物により運行が困難となった場合</u>及び津波による危険が予想される場合においては、<u>発航</u>の中止、目的港の変更<u>等</u>の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置の具体的な実施要領</p> <p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、<u>走行路線に</u>津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が</p>		<p>生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、<u>出航</u>の中止、目的港の変更<u>又は</u>運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置の具体的な実施要領</p> <p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される</p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
	実施される区間がある場合、 <u>漂流物により運行が困難となった場合</u> 等における運行の停止その他運行上の措置			区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置	
4 学校関係・社会福祉施設	具体的な、避難 <u>地</u> 、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	<u>災害時要援護者</u> の避難誘導について配慮すること。	4 学校関係・社会福祉施設	具体的な、避難 <u>場</u> <u>所</u> 、避難 <u>経</u> 路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	<u>要配慮者</u> の避難誘導について配慮すること。
5 <u>通信</u> 、 <u>放送</u> 、 <u>電気</u> 、 <u>水道</u> 及び <u>ガス</u> 事業 (1) 水道事業	津波からの円滑な避難を <u>確保する</u> ため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置		5 <u>水道</u> 、 <u>電気</u> 、 <u>ガス</u> 、 <u>通信</u> 及び <u>放送</u> 事業 (1) 水道事業	津波からの円滑な避難確保のため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
(2) 電気事業	津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止のために必要な措置		(2) 電気事業	津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施	
	津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うため、電力供給や早期復旧のための体制確保等とるべき措置			津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等とるべき措置	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
(3) ガス事業	津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止、 <u>液化石油ガスボンベの転倒防止</u> 等火災等二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施		(3) ガス事業	津波からの円滑な避難確保のため、利用者によるガス栓の閉止等、 <u>火災等二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施</u>	
(4) 通信事業	電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置		(4) 通信事業	電源の確保、 <u>通信手段の多重化・多様化に係る対策</u> 、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置 <u>災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策</u>	
(5) 放送事業	発災後も円滑に	津波に対する避	(5) 放送事業	発災後も円滑に	津波からの避難

対策計画の基本となるべき事項（旧）		対策計画の基本となるべき事項（新）	
	<p>放送を継続し、津波情報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容。</p>	<p>難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対し、強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報の発表前であっても注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めること。</p> <p>各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関や居住者等及び観光客等が円</p>	<p>放送を継続し、津波警報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容</p> <p>が必要な地域の住民等に対して、強い揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努める。</p> <p>津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。</p> <p>各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴</p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）				
6 その他の施設又は事業関係	(1) 鉦山	構内作業員に対する津波警報等の伝達方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容	滑に避難活動を行うために必要な情報の提供に努めること。	6 その他の施設又は事業関係	(1) 鉦山	構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容	<u>覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用</u> に努める。
	(2) 貯木場	平常時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置					

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<p><u>た揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行い、作業員の避難等安全措置に配慮すること。</u></p>			<p>する。</p> <p><u>特に、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があると認められる場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
<p>(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る)</p>	<p>当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等のとるべき措置の<u>具体的内容</u></p> <p>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置に関する事項</p>		<p>(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る)</p>	<p>当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等のとるべき<u>具体的</u>措置</p> <p>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置</p>	
<p><u>(4) 道路</u></p>	<p><u>避難所へのアクセス道路等について、除雪体制を優先的に確保する等の措置</u></p>				
<p><u>(5)</u> 工場等で勤務人員が千人以上の</p>	<p>当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」</p>		<p><u>(4)</u> 工場等で勤務人員が千人以上の</p>	<p>当該工場等に勤務し又は出入する者（以下「従業員</p>	

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
もの	という。)に対する 津波警報等の伝達 方法及び従業員等 の避難のための具 体的措置		もの	等)という。)に対 する津波警報等の 伝達方法及び従業 員等の避難のため の具体的措置	
			<u>第3節 後発地震へ の注意を促す情報 が発信された場合 にとるべき防災対 応に関する事項</u> <u>1 後発地震へ の注意を促す 情報等の伝達 等</u> <u>2 災害応急対 策をとるべき 期間等</u>	<u>各計画主体の機 関相互間及び機関 内部において、确实 に情報が伝達され るよう、その経路及 び方法</u> <u>先発地震の発生 から1週間、後発地 震に対して注意す る措置を講ずるこ と</u>	<u>勤務時間内及び 勤務時間外の時間 帯に応じ、伝達が確 実に行われるよう 留意する。</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
			<u>3 関係機関の とるべき措置</u>	<u>日頃からの地震 への備えの再確認 及び施設・設備等の 点検等による円滑 かつ迅速な避難の 確保の内容</u>	<u>関係機関のとる べき措置の例は以 下のとおり</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家具等の固定、 事業所等におけ る備蓄の確認等、 日頃からの地震 の備えの再確認</u> ・ <u>施設内の避難 経路の周知徹底、 情報収集・連絡体 制の確認、機械・ 設備等の転倒防 止対策・点検等、 施設利用者や職 員の円滑かつ迅 速な避難を確保 するための備え</u> ・ <u>個々の病気・障 害等に応じた薬、 装具及び非常持 出品の準備、避難</u>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
					<u>行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u>
第3節 防災訓練に関する事項	<u>推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練の</u> 年1回以上 <u>の</u> 実施 <u>及び</u> その実施内容、方法等	<u>避難行動に支障をきたす冬期に訓練を行うこと。</u> 他の計画主体等と共同 <u>して</u> 訓練を行うこと。 <u>居住者</u> 等の協力及びその参加を得ること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。 逐年その内容を高度かつ実践的なものとするよう努	第4節 防災訓練に関する事項	<u>各計画主体は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を</u> 年1回以上実施 <u>するよう努めるものとし、</u> その実施内容、方法等	<u>積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、他の計画主体等との共同訓練を行うよう配慮すること。</u> <u>必要に応じて顧客等の協力及びその参加を得るよう留意すること。</u> <u>地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意すること。</u> 国、指定公共機

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
<p>第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p><u>従業員等に対する</u>、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育の実施及びその実施内容、方法等</p>	<p>めること。 <u>防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。</u></p> <p>教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする<u>こと。</u></p> <p>(1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>(2) 地震及び津波に関する一般的な知識</p>	<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p><u>各計画主体は、その職員等に対して</u>、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法</p>	<p>関、地方公共団体等との連携を図ることに努めること。</p> <p>逐年その<u>訓練</u>内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。</p> <p><u>この</u>教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(2) <u>日本海溝・千</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<p>(3) 地震が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識</p>			<p><u>島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>(3) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p>(4) <u>後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>(5) <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<p>(4) <u>従業員等が果たすべき役割</u></p> <p>(5) <u>地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p>(6) <u>今後地震対策として取り組む必要のある課題</u></p>			<p><u>溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p>(6) <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u></p> <p>(7) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）		対策計画の基本となるべき事項（新）	
	<p>顧客等に対する <u>教育</u>・広報の実施方法及びその内容</p>	<p>広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p><u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(2) 地震及び津波に関する一般的な知識</u></p>	<p>顧客等に対する広報の実施方法及びその内容</p> <p>この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p><u>(1) 地震及び津波に関する一般的な知識</u></p> <p><u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想さ</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<p>(3) 地震が発生した場合の出火防止、顧客<u>同士</u>協力して行う救助活動、自動車<u>運行</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p>			<p><u>れる地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>(3) <u>後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>(4) <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止<u>対策</u>、顧客等が協力して行う救助活動・<u>避難行動</u>、自動車<u>運転</u>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u></p>

対策計画の基本となるべき事項（旧）			対策計画の基本となるべき事項（新）		
		<p>(4) 正確な情報入手の方法</p> <p>(5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p>			<p>(5) 正確な情報の入手方法</p> <p>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p>